

滝川市規則第 号

滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成21年滝川市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(出資団体等の範囲)

第2条 条例第2条第2号工の規定による規則で定める法人は、公益的法人等への滝川市職員の派遣等に関する規則（平成14年滝川市規則第9号）第2条各号又は第5条各号に掲げる団体又は法人とする。次に掲げるとおりとする。

(特定要求行為から除外するもの)

第3条 条例第2条第3号の規定による規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公聴会、議会、説明会等の公開の場でなされたもの
- (2) 陳情書、要望書、依頼書等の公式の書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）によるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通常の適正な職務の遂行に係るものであることが明らかであるもの（その態様が暴力的行為、どう喝、威嚇その他の職員の公正な職務の遂行を妨げるものを除く。）

(管理監督者)

第4条 条例第4条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 一般職の職員（次号及び第3号に掲げる者を除く。）及び嘱託員等の給与等に関する条例（昭和46年滝川市条例第127号）の適用を受ける者（第4号において「嘱託職員」という。）並びに条例第2条第1号イ及びウに掲げる者 課長、室長若しくは部長（支所長、事務長、館長、所長、園長、局長その他これらに準ずる者を含む。）、副市長又は任命権者のうち、自らの職の直近上位の職にあるもの
- (2) 市立の小学校、中学校及び高等学校の教頭、教諭、養護教諭、実習担任教諭及び実習助手 自ら属する学校の校長又は教頭
- (3) 市立の小学校、中学校及び高等学校の校長 教育長
- (4) 特別職の職員（市長及び嘱託職員を除く。） 市長

(特定要求行為の記録等)

第5条 条例第7条第1項の規定による報告は、滝川市特定要求行為記録書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 条例第7条第3項の調査の依頼は、滝川市不当要求行為調査依頼書（別記第2号様式）により行うものとする。

(公益目的通報外部窓口)

第6条 審査会は、外部機関としての条例第13条第1項の規定による職員等の公益通報を受け付ける窓口（以下「外部窓口」という。）を設置し、審査会の委員のうち、法令に関し専門的知識を有する者に公益通報の受付を行わせるものとする。

2 前項の委員（以下「外部相談員」という。）が、公益通報を受けたときは、会長にその旨を通知

するものとする。

- 3 前2項の規定は、条例第14条第2項の規定による不利益な取扱いについての是正の要求について準用する。

（公益目的通報の方法）

第7条 条例第13条第1項の規定による公益目的通報は、滝川市公益目的通報書（別記第3号様式）を滝川市公正職務審査会（以下「審査会」という。）の委員があらかじめ指定する場所を送付することにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会の委員があらかじめ前項に規定する方法以外の方法を指定したときは、その方法によることができる。

（公益目的通報の受付等）

第8条 審査会の委員は、公益目的通報を受け付けた場合であって、調査及び審査を開始することとしたときは開始した旨を、調査及び審査を行わないこととしたときは行わない旨及びその理由を当該公益目的通報をした者（以下「通報者」という。）に対し遅滞なく通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、匿名の通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、同項の通知は行わない。

- 3 審査会の委員は、公益目的通報に係る事実が次の各号のいずれかに該当する場合は、通報者に対して理由を説明して、調査及び審査を行わないことができる。

（1） 条例第2条第6号に規定する公益目的通報に該当しない場合

（2） 他人に損害を加える目的その他の不正の目的又は人事上の処遇その他の自らや自らの属する組織のための私的利益を得る目的であることが明らかな場合

（3） 通報事実がないことが明らかな場合

（4） 通報者に通報の内容について説明を求めても当該公益目的通報に係る行為を行った者又は当該行為の内容を把握できず調査ができない場合

（不利益取扱いの是正の申立て）

第9条 条例第14条第2項の規定による不利益な取扱いについての是正の要求は、滝川市不利益取扱是正要求書（別記第4号様式）を審査会の委員があらかじめ指定する場所を送付することにより行うものとする。

- 2 第7条第2項の規定は、前項の規定による是正の要求について準用する。

（審査会の会長）

第10条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の会議）

第11条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査会の庶務）

第12条 審査会の庶務は、総務部総務課防災危機対策室において処理する。

（審査会への委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定

める。

（対策会議の組織）

第14条 滝川市公正職務対策会議（以下「対策会議」という。）は、委員長、副委員長及び委員により組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、理事、前2項に掲げる部長以外の部長、議会事務局長及び監査事務局長をもって充てる。

5 前3項に掲げる者のほか、委員長が必要があると認めるときは、委員を臨時に選出し、又は対策会議に関係機関等の職員その他の者の出席を求めることができる。

（対策会議の開催）

第15条 対策会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がこれを代理する。

3 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長が必要があると認めるときは、対策会議に職員その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第16条 対策会議の庶務は、総務部総務課防災危機対策室において処理する。

（対策会議への委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、委員長が対策会議に諮って定める。

（公正職務推進責任者等）

第18条 公正職務を推進するため、次の各号に掲げる職を置き、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

（1）公正職務統括監督者（以下「統括監督者」という。） 総務部長

（2）公正職務総括推進責任者（以下「総括推進責任者」という。） 公正職務推進責任者の所属する部又はこれに相当する組織の長

（3）公正職務推進責任者（以下「推進責任者」という。） 課又はこれに相当する組織の長

（4）公正職務推進副責任者（以下「推進副責任者」という。） 推進責任者が所属する職員のうちから推進責任者が指名する者

（統括監督者）

第19条 統括監督者は、必要に応じて統括責任者に指示するとともに、各職場に共通する案件及び重大な案件について適時対策会議を招集し、その対策等について協議及び検討を行い、所属への対応の方針を示す。

（総括推進責任者）

第20条 総括推進責任者は、推進責任者又は推進副責任者から特定要求行為の報告を受けた場合は、速やかに部内で対策を協議し、対応方法を指示し、関係部局等へ情報提供や協力要請をするなど適切な対応を行い、統括監督者に報告しなければならない。

（推進責任者）

第21条 推進責任者は、不当要求行為等が発生した場合は、適切な指示及び対応に努め、必要に応じて推進副責任者に指示するとともに、報告書により統括責任者及び総務部総務課防災危機対策室に

報告しなければならない。

（推進副責任者）

第22条 推進副責任者は、不当要求行為等が発生した場合は、適切な対応に努め、不当要求行為等に対し組織的な対応を行うとともに、速やかに推進責任者に報告しなければならない。

（運用状況の公表）

第23条 条例第20条の規定による運用状況の公表は、市の広報紙に掲載する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他市長が必要があると認める方法により行うものとする。

（施行細目）

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は、同年3月30日から施行する。

（招集の特例）

- 2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審査会の会議は、第11条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

特 定 要 求 行 為 記 録 書

所 属	部 課
所 属 長 名	
対 応 職 員 の 職 ・ 氏 名	
特定要求行為のあった日時	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで
相手方の氏名又は名称	
特定要求行為の対象事務	
特定要求行為の概要	
対応状況	
その他特記事項	
公正職務対策会議の審査 ☐ 必要 ☐ 不要	

備考

- 1 相手方の名刺がある場合はその写しを添付し、氏名等が不詳の場合は、相手方の氏名又は名称の欄に風ぼう等を記載すること。
- 2 特定要求行為の概要の欄には、当該行為について具体的に記載し、参考となる資料があれば添付すること。
- 3 この記録は、公正職務対策会議の審査が不要の場合も、総務部総務課防災危機対策室に送付すること。

不 当 要 求 行 為 調 査 依 頼 書

所 属	部 課
所 属 長 名	
対 応 職 員 の 職 ・ 氏 名	
特定要求行為のあった日時	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで
相手方の氏名又は名称	
不当要求行為の対象事務	
不当要求行為の概要	
その他特記事項	

備考

- 1 相手方の名刺がある場合はその写しを添付し、氏名等が不詳の場合は、相手方の氏名又は名称の欄に風ぼう等を記載すること。
- 2 不当要求行為の概要の欄には、当該行為について具体的に記載し、参考となる資料があれば添付すること。

年 月 日

滝川市公正職務審査会委員 様

公 益 目 的 通 報 書

氏 名	
所 属 、 職 名 等	
連 絡 先 ・ 場 所	
違法行為等の事実の内容	
違法行為等の事実に関係する者の所属、職名及び氏名又は名称	
通報者の氏名を記載しないときは、その理由	
その他特記事項	
公正職務対策会議の審査 ☐ 必要 ☐ 不要	

備考 違法行為等の事実の内容の欄には、当該事実に係る日時、場所、内容等について具体的に記載し、それを証する資料があれば添付すること。

年 月 日

滝川市公正職務審査会委員 様

不 利 益 取 扱 是 正 要 求 書

氏 名	
所 属 、 職 名 等	
連 絡 先 ・ 場 所	
不 利 益 な 取 扱 い を 受 け た と 認 め ら れ る 内 容	
その他特記事項	
公正職務対策会議の審査 ☐ 必要 ☐ 不要	

備考 違法行為等の事実の内容の欄には、当該事実に係る日時、場所、内容等について具体的に記載し、それを証する資料があれば添付すること。